

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本産婦人科医会 御中

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課

働く女性の母性健康管理に関する周知への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

男女雇用機会均等法の規定に基づく母性健康管理措置（以下「母健措置」という。）の関係では、これまで周知等に御協力いただいていたところですが、令和3年7月1日より、母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健カード」という。）の様式を変更することとなりました。また、母健措置について広く認識いただくため新しくQ&Aを作成の上ホームページに掲載するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による助成金（以下「母健助成金」という。）について、今般、要件等を変更した上で期限を延長することとしました。

具体的な内容及びこれに伴う留意点については下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、貴会会員に対する周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 母性健康管理指導事項の内容が医師等から事業主に的確に伝達されるよう、これまで母健カードの利用を推奨してきたところですが、令和3年7月1日より様式を変更することとなりましたので、御留意ください。母健措置及び母健カードの詳細については、別紙1を御参照ください。

また、妊産婦の方々に母健措置について広く認識いただくため、別紙2のとおり新しくQ&Aを作成し、HPに掲載しています。本Q&Aは不育症でお悩みの方にも対応していますので、貴会会員を通じて妊産婦の方々への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

2 母健助成金について、今般、要件等を一部変更した上で、対象となる有給の休暇制度を

事業主が整備して労働者に周知し、当該休暇を取得させる期限について、令和4年1月31日まで延長することとしました。助成金の詳細については、別紙3を御参照ください。

助成金の支給申請に当たり、母健カード等医師等の指導事項が分かる資料が添付書類となりますので、引き続き御留意ください。

(参考資料)

女性労働者の母性健康管理のために（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html

働く女性の母性健康管理に関するQ&A（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000764004.pdf>

職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省HP）

※新型コロナウイルス感染症対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html